

市とまちづくり団体との協働による

まちづくり基本方針



新社会推進部地域支援課

(平成23年3月作成)

目 次

用語の定義	1
八女市の現状	3
協働の原則	5
協働を推進する仕組み作り	7
協働の推進	8
市の責任と役割	13
まちづくり団体の相互連携	19
地域分権の推進	20

用語の定義

「第4次八女市総合計画前期基本計画」とは

平成23年度から10年後のめざす都市像を描き、本市のまちづくりの指針となる「第4次八女市総合計画基本構想」に基づく中期的計画書。基本構想を実現ための23年度から前期5年間の施策内容を定めている。以後、「前期基本計画」と名称を略する。

「自治会（町内会）」とは

町又は字の区域等一定の区域に居住する人々の歴史的、伝統的な結び付きにより形成された地縁団体をいう。当市では、自治会（町内会）の区域を行政区と位置づけ（一部を除く。）、自治会長に行政区長職を委嘱している。

「市民」とは

市内に居住する者、市内に通勤し又は通学する者、並びに市内で活動する地域活動団体をいい、市内の事務所及び事業所を含む。

「地域活動団体」とは

- ア 行政区内の自治会（町内会）及び自治公民館、老人クラブ、婦人会、子ども会育成会、自主防災組織
- イ 小学校区等の青少年健全育成会、学校及び保護者団体、民生委員・児童委員、消防団分団、交通安全協会
- ウ 市内のNPO法人やボランティア団体、市民サークル団体

「まちづくり団体」とは

小学校の通学区域、又は歴史的文化的に深く結び付きがある地区の主要な地域活動団体が構成員となり、規約等を整備し共同体意識を持って、地域の活性化やまちづくり施策を推進していく住民組織をいう。校区まちづくり協議会や自治運営協議会、地域振興会議などがある。

市民との「協働」とは

市民と行政が、地域の現状を把握し、地域課題を共有しながら対等な立場で連携し、地域の活性化やまちづくり施策を推進していくことをいう。この場合、市民ができること、行政が対応すべきこと、又は

連携して取り組むことなど、市民と市のそれぞれの役割や責任を明確にする必要がある。

「地域振興計画」とは

まちづくり団体が、区域の現状や課題を明らかにし、将来のあるべき姿や理想とする地域像を定め、その実現に向けた基本方針を示す長期的計画書。概ね十年後の地域の将来像を目標として、実現するための手段や課題解決に向けた基本的施策を定め、年次計画書にまとめる。

「改善プログラム」とは

地域振興計画の年次計画に定める施策について、具体的内容を示した実行計画書。取り組む活動毎に作成し、具体的な活動の概要、それらの日程、経費、役割や責任等を示し、行政との分担も明らかにする。

「地域分権」とは

行政が持つ権限や財源を地域に譲り、地域住民の手でまちづくりを推進することをいう。市では、一定の権限や財源をまちづくり団体に移譲し、一定の裁量権を与えることで、自らの地域課題に主体的に取り組むことを目指している。

第4次八女市総合計画基本構想（平成23年度～32年度）

基本理念

自然・歴史・伝統文化を育み、ふるさとを誇り愛する、美しいまちづくり

心豊かに、共に支えあい、安心して健やかに暮らせる、優しいまちづくり

交流と連携で賑わいを、自立と協働で活力を生み出す、楽しいまちづくり

八女市の現状

1 地域の現状

地縁に基づく組織として従来から存在する自治会（町内会）への住民の加入率は、平成22年度において93%台である。しかし、加入率は毎年減少傾向にあり、加入していても地域活動への無関心の人が多くなっている現実がある。

これまで培われてきた地域住民の相互扶助や連帯意識、助け合う精神は、年々薄れ、機能しにくくなってきている。自治会（町内会）の組織力や結集力の弱体化が危惧されているところである。また、高齢化の進行は、自治会（町内会）をはじめとする地域活動団体の構成員の高齢化にとどまらず、組織役員の後継者不足も深刻になってきている。今では、地域の伝統的行事の継承や共同作業に支障をきたしている地域も多く、組織の運営はもとより組織の維持自体が困難な状況になってきている。

近年、住民ニーズは複雑多岐にわたっており、特に介護や防犯、子育て及び環境等の部門については、ある程度地理的な広がりを持って検討する課題が多く、専門性を持った人材も必要となってきた。現在の自治会だけのエリアでは解決しない課題が多くなってきた。

2 市（行政）の現状

当市において、少子高齢化は着実に進行している。当市の人口のうち75歳以上の人が占める割合は、23年度末見込みで18.3%であり、高齢化が確実に進行している。また、過疎化や若者の流出など社会構造も大きく変化し、共働き世帯の増加や核家族化の進行は、生活様式も大きく変貌させ、一人暮らしのお年寄りの問題、青少年問題、安心安全のまちづくりや環境問題など、当市に於ける新たな問題や課題が発生している。

長引く景気低迷は、税収の減収による財源不足を招いており、歳出についても地方債の償還や高齢化等による扶助費の伸びは確実に見込まれている。八女市の財政状況は依然として厳しい状況にあり、行政サービス水準を行政だけで維持していくことは年々困難となってきた。

前期基本計画第6章2の「現況と課題」には「地域の中で住民自らが考え、行動する住民自治の基盤づくりの重要性が高まっている。」こと。さらに「校区等の区域を活動範囲とするまちづくり団体の育成強化を進め、行政との協働の視点に立ち、地域コミュニティ活動を効果的に推進する仕組みづくりが求められている。」としており、主要施策項目の1には「地域コミュニティの育成」が定められている。

3 まちづくり団体の現状

旧八女市では、平成19年度より校区まちづくり協議会の趣旨説明と設立をお願いする校区懇談会を開始し、平成21年9月には全小学校区において、校区まちづくり協議会が発足している。

22年2月に合併した旧2町2村にも、校区まちづくり協議会と同様な組織が、地域振興会議や自治運営協議会などの名称で設立され、既に様々な地域活動を行っている。新市において、これらのまちづくり団体の数は、下表のとおり21組織となっており、小学校区範囲からそれ以上を範囲とするもの、部会や下部組織を擁するもの、連絡会方式のもの等形態は様々であり、地域性で活動内容も違っている。

【まちづくり団体一覧表（未来づくり協議会）】

地区名	まちづくり団体の名称	地区名	まちづくり団体の名称
八 女	福島校区まちづくり協議会	黒 木	黒木地区自治運営協議会
	長峰校区まちづくり協議会		豊岡地区自治運営協議会
	上妻校区まちづくり協議会		串毛地区自治運営協議会
	三河校区まちづくり協議会		木屋地区自治運営協議会
	八幡校区まちづくり協議会		夢かさはら自治運営協議会
	川崎校区まちづくり協議会		大淵地区自治運営協議会
	忠見校区まちづくり協議会	立 花	光友地区地域振興会議
	岡山校区まちづくり協議会		北山地区地域振興会議
上 陽	上陽校区まちづくり協議会		白木地区地域振興会議
			辺春地区地域振興会議
矢 部	矢部地域づくり協議会 < 支部組織 > 第1区地域振興協議会、第2区地域振興協議会 第3区地域振興協議会、第4区地域振興協議会 第5区地域振興協議会、飯干地区振興協議会		
星 野	星野地区まちづくり協議会 < 支部組織 > 小野地域振興会、棕谷校区地域づくり振興会、 星野地区いきいき振興会、上郷村		

協働の原則

1 協働の前提（市民と市のそれぞれの役割や責任）

（１）市の責務

市は、市民参画や市民との協働の推進及び「まちづくり団体」や地域団体の活動が活発に行われる様、協働の制度づくりや財政支援等を行い、総合的な環境の整備を図る。

市は、市民参画、協働及び地域活動を推進するに当たり、地域情報を交換し共有する場、地域人材やリーダーの育成等に資する様々な機会を提供するよう努める。

市は、協働による地域づくり活動の推進の重要性を市民や職員に浸透するよう啓発や研修を実施する。

（２）市民の責務

市民は、まちづくり団体に結集し、積極的に組織の運営に対する協力や支援を行うものとする。また、市やまちづくり団体等が行う地域活動にも進んで参加するよう努める。

（３）市と市民の共通の責務

市及び市民は、それぞれの立場に応じて必要な役割を果たすよう努める。

市及び市民は、協働を実現する企画、提案及び行動において、対等であり公正でなければならない。

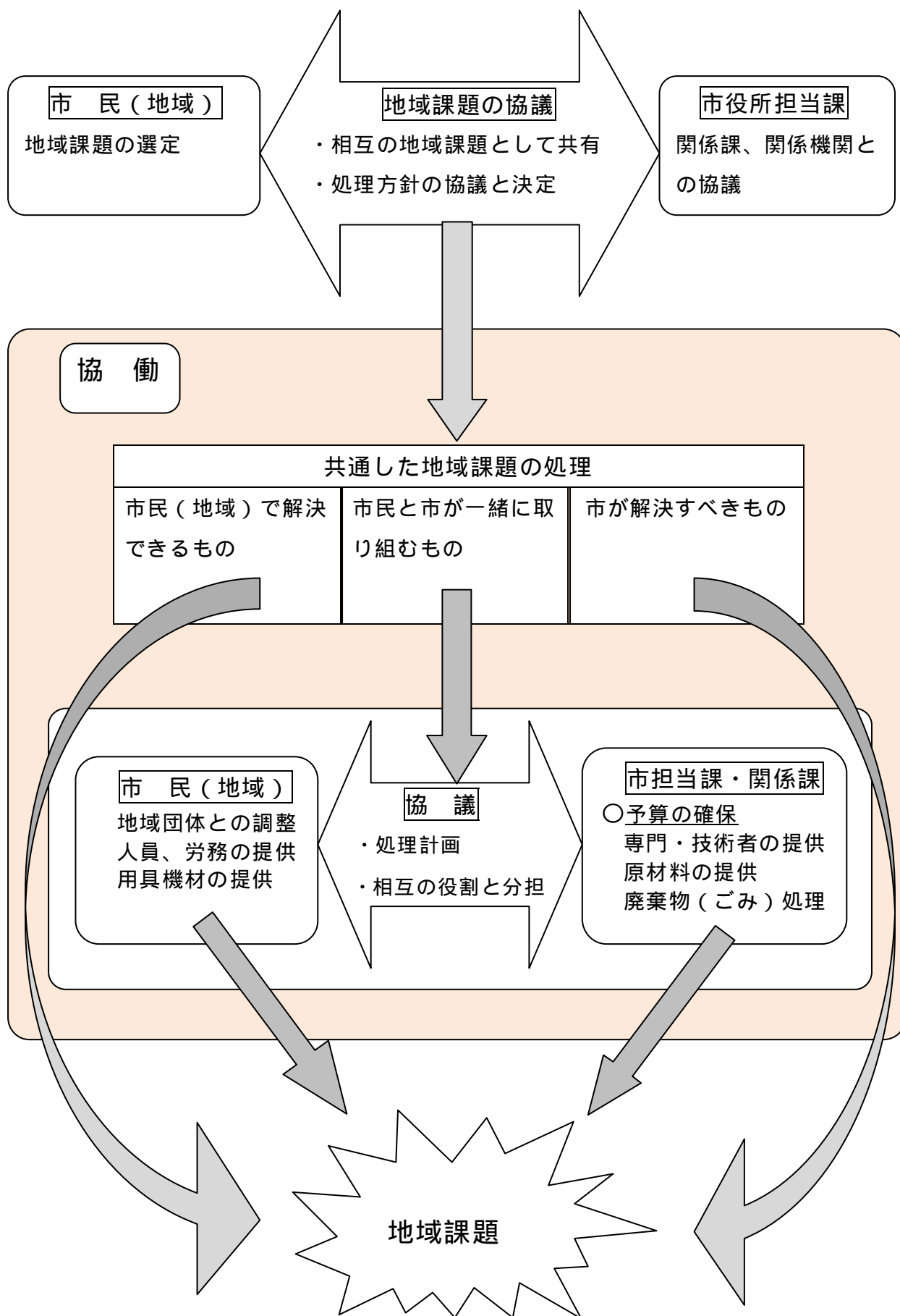
市及び市民は、それぞれ人材の育成に努めるとともに、その人材が地域において有効な活動ができるよう努める。

2 市及び市民との協働を推進する意義

多様化する住民ニーズに対応するため、地域住民自らの発想と意思決定による地域づくり活動を市との協働で実施していくには、地域情報や行政情報をスムーズに交換し、それぞれの役割や責任をお互いが理解し、お互いの立場を尊重することが重要である。

市民と行政の関係部署が、それぞれの特性と専門性、自律性を基に、対等の立場で不足する相手の部分を相互に補いながら、役割を分担することで、相乗効果が生み出され、今まで解決できなかった地域課題が解決できると期待される。市と市民との協働の取組みは、新たな施策実現の姿を示すものである。

市民（地域）との協働イメージ



協働を推進する仕組み作り

1 地域活動団体を組織化する背景

地域の現状や八女市の現状で述べているとおり、住民ニーズは複雑多様化しており、地域課題解決の取組みは、基本区域である行政区より、ある程度地理的に広がりを持つことが必要となってきた。

多くの地域活動団体は、小学校区等を範囲として活動しており、それら地域活動団体が同じテーブルに結集して、それぞれの地域活動を通じた意見を出し合い、提案しながら、相互に連携し協力しあうことで、地域課題への対応が可能であると考え。この地域活動団体が結集するテーブルを「まちづくり団体」とする。

【まちづくり団体を設立するメリット】

様々な地域活動団体やその個人が培った様々な分野や部門の経験や専門的知識、技能、情報等を1つのテーブルに結集できる。

今までは、関係する住民や団体が、関連するテーマ毎に集まって議論していたが、異なる複数のテーマを横断的に議論することができる。

区域の地域課題の優先順位や住民の総意を確認でき、区域全体で地域課題を共有することができる。

区域に一体感が生まれ、地域活動団体相互の連携や協力が可能となり、個々の団体では対処できなかった課題が解決されると期待される。

2 まちづくり団体の位置づけ

まちづくり団体は、原則として小学校の通学区域、又は歴史的文化的に深く結び付きがある地区を単位として組織する。組織設立にあたっては、行政区を始め区域で活動する主要な地域活動団体の多くが結集し、その構成員となり、当該地域の現状や課題を地域全体で共有する。まちづくり団体は、その地域の将来を考える組織である。

市は、市民との協働によるまちづくりを推進する市の相手先を、まちづくり団体と位置づける。

3 まちづくり団体の主体性

まちづくり団体は、地域住民によるまちづくりの担い手となることを目指し、地域づくり活動に取り組むこととし、その活動は地域住民の自立性と主体性を基本とし、市と対等な立場にある。

1 まちづくり団体の組織体制

地域の主要な地域活動団体が結集するまちづくり団体は、円滑な組織運営と継続的な地域づくりを行えるよう組織の推進体制を構築するものとする。

まちづくり団体は、規約等を整備し、役員を選任や意思決定に関する事項を明確にするとともに、様々な分野で専門性を持って対応できるよう、下部に支部や部会等の組織を設置するものとする。

まちづくり団体は、広域自治組織として、共同体意識を持って、「自己決定」「自己実現」「自己責任」の協働三原則のもと、市と協働して地域の活性化やまちづくりに取り組むものとする。

2 まちづくり団体の役割

まちづくり団体の地域活動は、多くの住民が自らの意志で、自らの力をもって参加し、地域再生に貢献するものであり、住民の交流を促進し、福祉や文化の充実、生活環境の向上等を図るものであり、住民主導のまちづくりに大いに寄与する。

(1) 地域力の結集

まちづくり団体は、区域の住民及び地域活動団体が結集し、これらの構成員がお互いに連携し、協力し合う体制を構築することで、地域一体となり住みよい地域づくりを進める。

(2) 地域振興計画の策定

まちづくり団体は、地域の共通課題解決に向けた取組みを行おうとする場合、地域全体でその対策や方策を協議し、地域振興計画を定めて、地域住民の意思統一を図るものとする。地域振興計画は、区域の現状や地域課題を明らかにして、将来の地域のあるべき姿や地域づくりの活動方針を地域住民に示すものである。具体的な取組み内容（手段、役割・責任・分担、経費、日程等）については、改善プログラムの中で明らかにする。

(3) 地域づくり活動

まちづくり団体は、自ら策定した地域振興計画や改善プログラムに基づき、計画的且つ効果的に地域づくり活動を推進する。又、必要に応じ市や関係機関との協働関係を構築して実践するものとする。まちづくり団体に対応する地域づくりの活動は、別表の「想定され

る協議テーマや地域課題等の一覧」に掲げるとおり、幅広い部門・分野にわたるものとなる。

(4) 市との協働

地域振興計画に定める地域づくり活動は、必要に応じ市へ提案を行い、必要とする行政サービスの提供を受けることができるものとする。また、市と協働可能な分野においては、市と連携又は共催して施策を実施するものとする。

3 まちづくり団体の運営

まちづくり団体は、その運営の透明性及び公平性を図り、地域づくり活動がより活発に推進されるよう、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 市民の参画

地域住民や地域活動団体、事業所等が、まちづくり団体の意思決定に参画しやすく、また地域実践活動にも参加しやすいこと。

(2) 地域情報の共有と発信

まちづくり団体内の意見交換と地域情報の共有を図り、積極的に地域住民に活動情報を発信する。

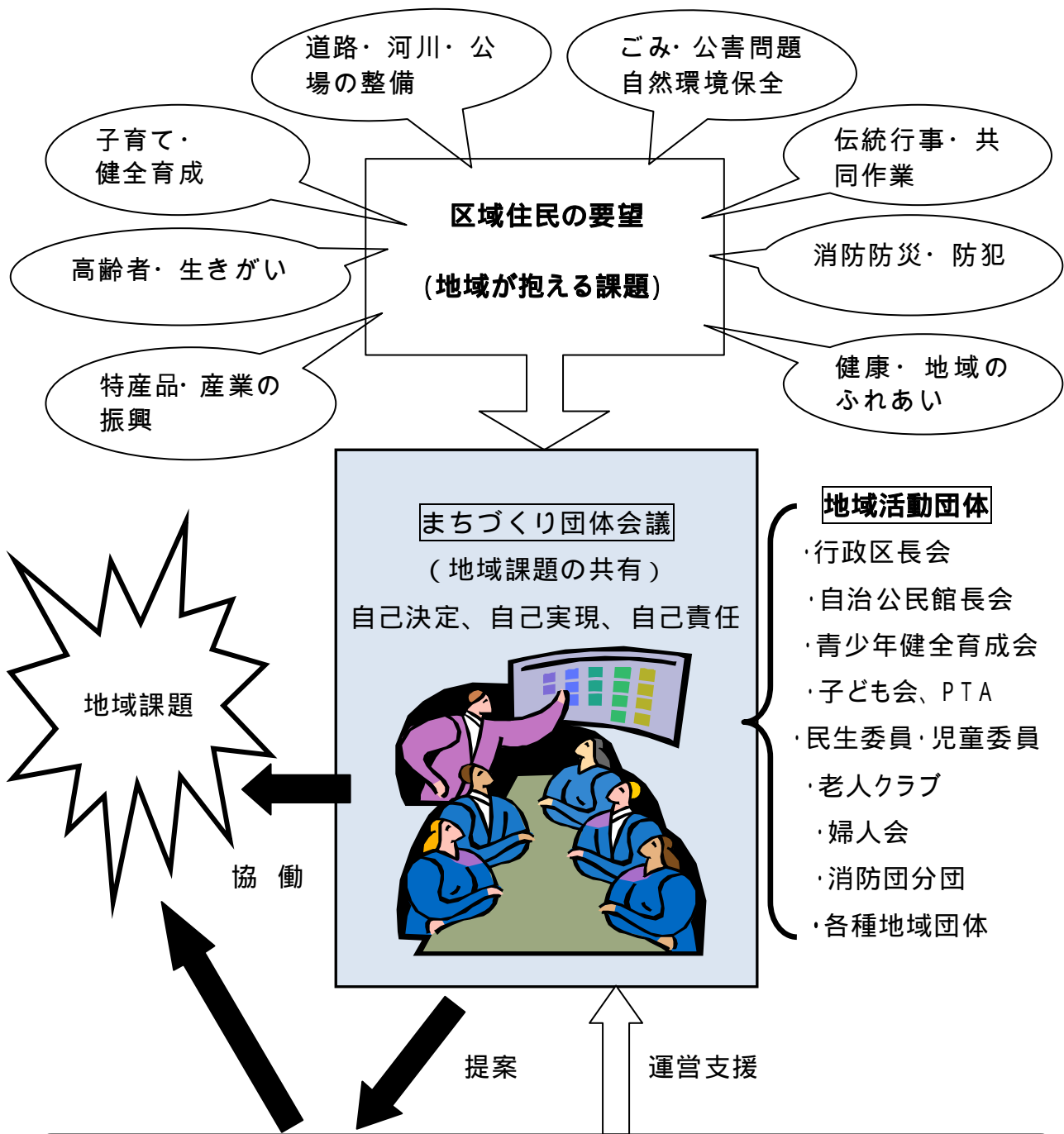
(3) 永続的活動

規約を定め、会長や副会長等の役員を置き、自らの活動の意思決定とその評価ができるよう体制を構築する。また、まちづくり団体下部組織である部会等の組織は、地域の特性や住民ニーズに専門的に対応できるよう体制づくりに努める。

(4) 他団体との連携

まちづくり団体は、同じ活動目的を持ち、専門性や人材、技術力に優れたNPO法人や学校法人、企業や事業所等の様々な団体や機関との連携を模索する。

まちづくり団体の活動イメージ



市役所(本庁・総合支所・支所)

みずから活動するまちづくり協議会等運営交付金を交付する。
 地域課題の内容により、担当課職員や関係課職員が会議へ出席し、専門・技術的な助言や補助制度等の行政情報を提供する。
 まちづくり団体の要望や提案に対応するため、担当課や関係課が連携し、協力体制と支援体制を構築する。
 地域づくり活動の支援施策を充実し、地域課題解決に向けた取組みを、まちづくり団体との協働のもと進める。

想定される地域課題等の一覧

部 門	テーマ	地域課題の事例	関係地域活動団体
自治会活動	伝統文化	伝統文化の継承、史跡の保存	行政区(町内会)自治公民館、保存会、各種愛好会やサークル団体
	共同作業	道路・水路の愛護作業	
	親睦イベント	スポーツ、レクリエーション	
	文化・教養講座	趣味・教養講座、芸術活動	
	共同施設	公民館の充実、広場等の整備	
安全・安心	交通安全	交通安全啓発、安全施設設置	行政区、交通安全協会、消防団、自主防災組織
	防 犯	防犯啓発、防犯灯設置	
	消 防	火災予防啓発、消防施設整備	
	防 災	防災組織、避難訓練、避難所	
青少年問題	青少年健全育成	あいさつ運動、地域見守り、不審者対策、非行、いじめ、不登校、放課後対策、子ども会活動	小・中学校、子ども会育成会、PTA、健全育成会、民生委員・児童委員、補導員
	青少年教育		
	学校との連携	総合学習、学校開放	
福 祉	高齢者	敬老会、ふれあいサロン、生きがい対策、孤立支援、社会参加、安否確認・巡回、悪徳商法、育児・子育て支援	行政区、老人クラブ、民生委員・児童委員、保護司、福祉ボランティア団体
	障害者		
	独居老人世帯		
	子育て		
環 境	ごみ処理	ごみ減量、分別回収、堆肥化	行政区、環境衛生協議会、環境ボランティア団体
	美化活動	ごみ回収運動、不法投棄対策	
	公害問題	騒音、悪臭、水質汚濁対策	
	自然環境	里山保全、景観、植林活動	
	生活環境	犬のふん、雑草、野焼き対策	
地域振興	地域再生	過疎化対策、村興し事業	生産組合、農業委員、JA支所、婦人団体、森林組合、特産品組合、商店会、保存会
		耕作放棄地、山林の有効利用	
	産業振興	技能継承、後継者育成	
		特産品振興、PB商品開発	
人 権	男女共同参画	人権講演会、学習会の開催	校区人権のまちづくり推進協議会
	人権問題		

4 まちづくり団体の継続的、段階的発展

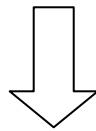
まちづくり団体は、地域の活性化や地域づくりを担う団体として、段階的に成長発展し、継続的に当市のまちづくりに寄与するものとする。行政はこれを支援するものとする。

ステップ1（協議の場）

地域の主要な活動団体が一同に会し、各団体の活動状況や地域情報について意見交換を行う。

各構成団体の活動テーマ以外の地域課題についても話し合うことで、区域全体の現状を把握し、地域情報の共有化を図る。

組織の継続的な運営や既存の地域活動、構成団体の活動等を包括的に推進するために、まちづくり協議会等運営交付金の有効な活用を検討する。



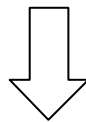
ステップ2（連携する場）

構成団体相互が連携を深め、互いに助け合い、協力する体制を作る。

区域の行事や構成団体の主要事業等については、構成団体が協力し又は合同して開催する。

共有する課題の解決や区域の将来像について話し合う。

地域課題の解決や地域の将来像を地域振興計画にまとめる。



ステップ3（実践する場）

地域振興計画書に基づき、解決すべき校区課題を選定し、優先順位を付け、解決するための改善プログラムを立てる。

改善プログラムに基づき、地域力を結集し、地域全体で実践する。

定めた地域振興計画書や改善プログラムは、必要に応じて市へ提案し、市と協議して事業を実施する。

市の責任と役割

1 まちづくり団体の運営支援

前期基本計画第6章2の「施策の展開方針」1の中に、地域コミュニティの基礎単位組織である行政区への支援や、まちづくり団体の育成・強化に取り組むことを定めている。

市は、まちづくり団体の基幹構成団体である行政区に「いきいき行政区運営交付金」を交付することで、行政の最先端組織であり、且つ多数の隣組を擁し統括する自治会組織の運営とその地域活動を継続的に支援する。

また、市内で活動している21組織のまちづくり団体には、組織の継続的且つ段階的発展と、地域づくり活動を円滑に進めるために「みずから活動するまちづくり協議会等運営交付金」を交付し、側面的に運営支援を行っていく。

2 地域振興計画策定への支援

まちづくり団体が、地域の長期計画として策定する地域振興計画については、区域の現状の把握、改善すべき課題又は将来の地域像を示し、段階的にワークショップを重ね、住民に対する素案の公表や概要の説明会等を開催するなど、多くの労力や日程を費やすこととなる。

市は、まちづくり団体の地域振興計画の策定にあたり、策定の手順、作業の手法、会議運営等について支援するものとし、調査に要する経費についても助成するものとする。

3 まちづくり団体の実践活動への支援

前期基本計画第6章1の「施策の展開方針」2には、地域課題の解決や地域づくりに関する市民の提案を公募し、市民が幅広くまちづくりに参画する機会をつくと定めている。

市民グループが行うまちづくりに関する提案では、既存の「市民との協働によるまちづくり提案事業」を活用し、まちづくり団体が策定した地域振興計画や改善プログラムに基づき、地域課題の解決や活性化に向けて企画された提案に対しては、「地域づくり提案助成事業」の助成制度を創設し、対応することとする。

さらには、（財）自治総合センターの「コミュニティ助成事業」、福岡県の「個性ある地域づくり推進事業」や「緑化事業」等、様々な

機関や財団等が行うハードやソフト面の事業情報を提供するとともに、必要に応じ補助事業活用の提案を行う。また、これら事業の認定申請や補助金交付事務についても支援する。

4 その他の市業務の支援

市は、市民やまちづくり団体が行う地域づくり活動において、市の業務として実施している行政サービスのほか、予算の範囲において行政として負担すべきものを提供し、協働における市の役割と責任を果たすものとする。

(1) 資材等の提供

まちづくり団体等と協議し、市が負担すべきものとして合意した資材や機材、原材料等の提供

(2) 情報の提供

地域づくり活動に関する法令や許認可事務、専門知識や技能、免状等に関する人材情報及び資金等に関する情報の提供

(3) 職員の派遣

まちづくり団体等の会議や実践活動において、必要とする専門知識や技術、技能を有する職員を派遣

5 支援体制

まちづくり団体の組織運営に関する支援は、まちづくり団体が活動する区域を所管する部署で対応する。本庁では、地域支援課地域自立支援係、総合支所及び支所においては、総務課まちづくり推進係がそれぞれ担当する。

まちづくり団体の連合組織である未来づくり協議会の運営については、地域支援課地域自立支援係が対応する。

地域振興計画や改善プログラムに基づくまちづくり団体からの相談や要望については、その内容を所管する本庁や支所の担当課や関連する課が対応する。

6 市民活動保険

市は、市民が安心して自治会活動やまちづくり団体の地域活動、ボランティア活動に参加できるようこれらの活動の主催者や指導者、並

びに参加者を対象として、市が全市民の保険料を負担し、市民活動保険に加入している。

まちづくり団体やその構成団体が行う共同作業やイベントにおいて、その主催者や指導者への損害賠償に対する賠償責任補償保険、参加者である地域住民の偶発的事故に対応する傷害補償保険を完備することで、市民活動がより活発化するよう努めるものとする。

市民活動の主催者又は責任者は、活動中に事故が発生した場合は、速やかに所管課の地域支援課へ報告するものとする。

参考

【市民活動保険の対象活動】

地域社会活動、青少年育成活動、社会福祉・社会奉仕活動、社会教育文化活動、市主催事業への参加・手伝い

7 職員による調査研究組織

本市で21のまちづくり団体が、それぞれの目的を持ち活動を行っている現在、まちづくり担当職員や各課主要部署に対し、まちづくり団体を育成する目的や協働を推進する趣旨を周知し、市のまちづくり方針や施策に対する理解を深めさせる必要がある。

また、本庁各課業務や支所業務に於けるまちづくり団体との協働関係や連携の在り方、及び支援や育成の在り方を検討する必要がある。

このため、市は次に掲げる職員による研究組織を設立する。

(1) まちづくり担当者会議

本庁地域自立支援係と支所総務課まちづくり推進係の担当者が構成し、定期的に次の業務を行う。

まちづくり団体及び未来づくり協議会の運営支援に関すること

地域振興計画の策定支援に関すること。

まちづくり団体と各課業務との連携強化に関すること。

協働に関する先進地事例の調査に関すること。

(2) 八女市協働によるまちづくり研究会

まちづくり団体の発展状況に応じて開催する。市民生活や地域問題に深く関係する課及び各支所の職員で構成し、市民との協働を推進するための施策や職

員の意識改革を図るため次の調査研究を行う。その活動成果や実績は、必要に応じ市長に報告するものとする。

まちづくり団体と行政との連携を図る施策や制度に関すること。

職員の地域への参画の向上に関すること。

地域づくり活動の推進に関すること。

地域分権制度の調査及び研究に関すること。

その他協働によるまちづくりの推進に関すること。

8 職員への研修

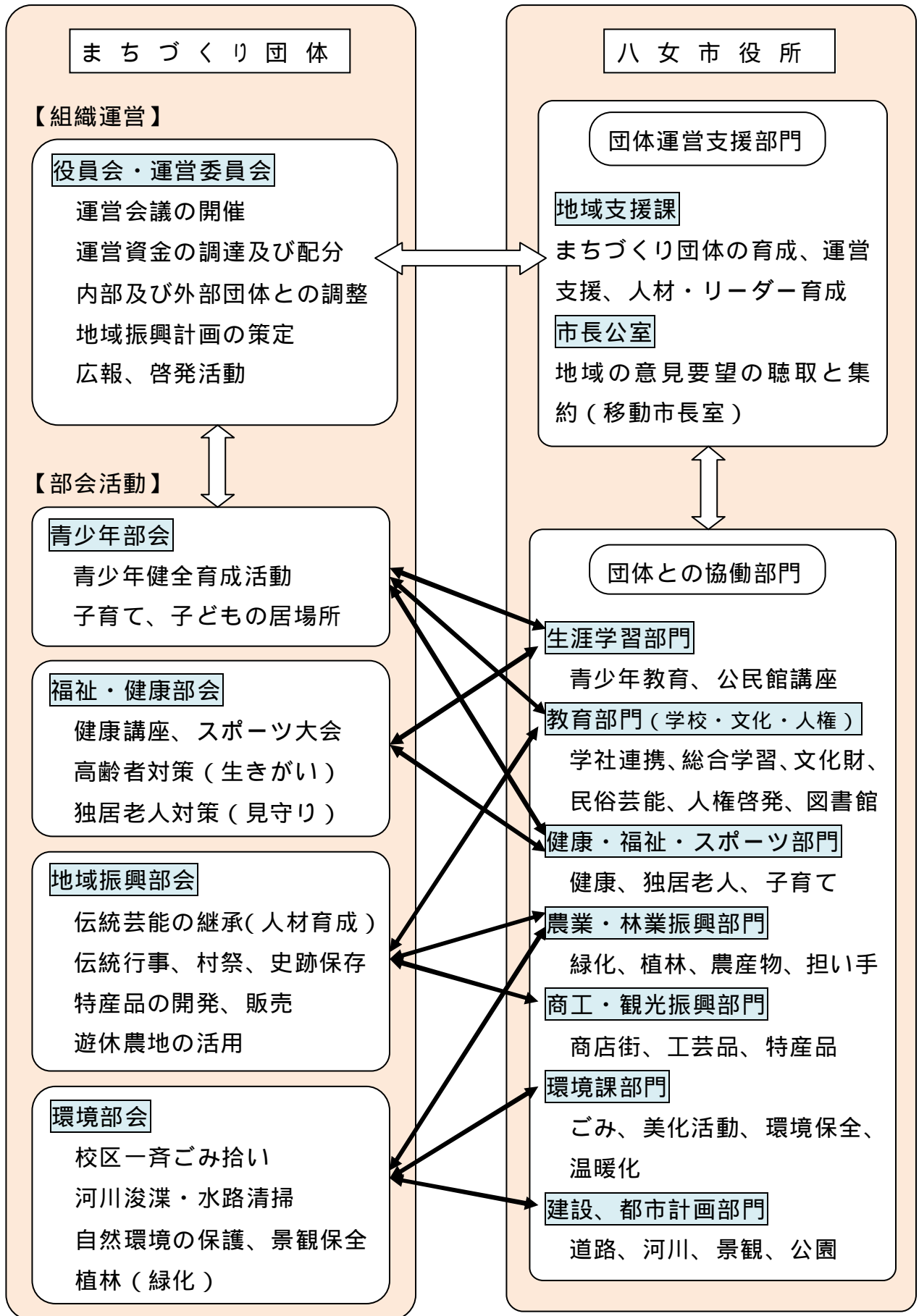
前期基本計画第6章1の「施策の展開方針」の2には、市民と行政が協働することの重要性を浸透させるため、行政職員に対する啓発を進めると定めている。

市は、職員の一般研修として、市民との協働の必要性、まちづくり団体を育成支援する意義、市のまちづくり方針等を理解させるための啓発や研修を実施する。本庁各課や各支所においては、業務に関連するまちづくりの政策形成研修等に参加させることで、職員の意識改革と人材育成に努める。

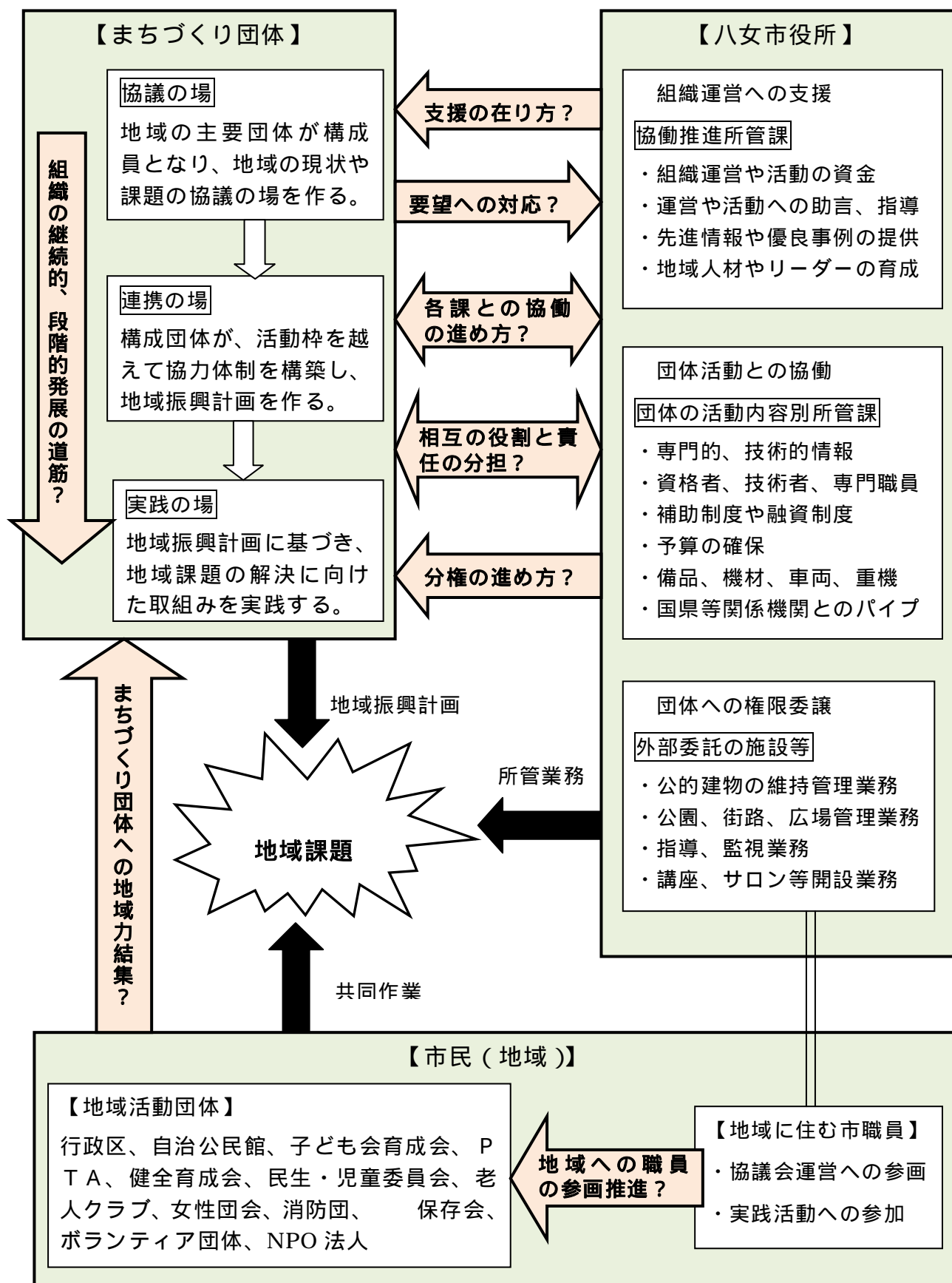
9 職員の地域への参加

まちづくり団体の活動区域に住む市職員は、その地域住民の一員として、また、前項のまちづくりの方向性や協働の意義を理解するための研修の意味において、団体や協働まちづくり団体の組織運営に積極的に協力し、持続可能な協議会づくりに貢献するとともに、まちづくり団体が行う実践活動についても、積極的に参加するものとする。

まちづくり団体と市各課業務との協働イメージ



職員による調査研究組織の検討テーマ



まちづくり団体の相互連携

1 まちづくり団体が連携する必要性

本市のまちづくり団体21組織は、小学校区からそれ以上を範囲とするもの、支部や部会を擁するもの、連絡会方式のもの等形態は様々である。地域性により活動分野や活動内容も違っており、地域づくりに関する住民意識の温度差や活動量の地域差がないように組織の底上げを行い、持続可能な組織づくりを進める必要がある。このため、まちづくり団体が相互に情報の交換をする場、また行政との意見や要望を交換する場を創設し、相互の連携を強化していくこととする。

2 八女市未来づくり協議会

まちづくり団体21組織が構成員となる八女市未来づくり協議会が、平成22年6月に発足した。この協議会において、地域振興や活性化に関する研修、先進事例の調査等を実施し、各団体の意識高揚とレベルアップを図ることとし、同時に、市とまちづくり団体との協働の在り方や地域分権制度についても協議を重ねていくものとする。

未来づくり協議会は、構成するまちづくり団体の代表者で運営し、役員体制を整え、次に掲げる業務を行うものとする。これら業務の成果や結果については、市長に提言することができる。

八女市未来づくり協議会の業務

【業務の内容】

- (1) まちづくり団体相互の情報交換及び行政との意見交換
- (2) まちづくり団体の持続的組織づくり及び人材育成に関すること
- (3) 地域づくりや協働の推進に関する先進事例等の調査研究
- (4) 市のまちづくりの方向性や地域分権制等に関する調査研究
- (5) その他協働によるまちづくりの推進に関すること

3 未来づくり協議会への支援

前期基本計画第6章2の「施策の展開方針」の2には、未来づくり協議会の活動を支援すること。また、市と協議会が定期的にまちづくりに関する意見交換を定期的に行うよう定めている。

市は、未来づくり協議会の組織運営や協議会活動が継続して実施できるよう予算や人的支援を行うものとする。

地域分権の推進

1 協働の拠点づくり

前期基本計画第6章2の「施策の展開方針」の1には、自治公民館の整備に対する支援や、コミュニティ活動の拠点となる交流施設の充実に努めるよう定めている。

市は、市民やまちづくり団体の交流や活動拠点として、快適に利用されるよう、交流施設の良い維持管理に努めるものとする。

また、まちづくり団体等の地域活動において、公立公民館や地域集会施設等が、自由に利用できるよう配慮する。公的施設を持たないまちづくり団体には会議室使用料が減額、又は免除されるよう必要な措置を講ずる。

市民やまちづくり団体は、これらの活動拠点を交流の場、合意形成の場並びに情報の発信の場として活用する。

2 地域や団体に対する補助金等の現状

市では、行政区の組織運営並びに行政区活動を支援するため「いきいき行政区運営交付金」を交付している。その他、行政区内の消防設備や防犯施設の整備、自治公民館や広場、掲示板の設置等の目的に対して、所管部署が補助金を交付している。また、地域活動団体の中には、その活動に対し、関係部署から補助金が交付されている。

このように、当市の補助金制度は行政区単位に交付するものが多く、市のそれぞれの部署が業務別に所管しており、補助金交付要綱により補助金の使途も制限されている。まちづくり団体で取り組む活動に使える補助金は、みずから活動するまちづくり協議会等運営交付金と地域づくり提案事業の助成金となっている。

前期基本計画第6章2の「施策の展開方針」の1には、まちづくり団体を含む地域コミュニティへの権限の委譲や財源の移譲を進め、自立したコミュニティの育成に取り組むよう定めている。今後は、地域活動において、自己決定、自己実現、自己責任の原則のもと、自立したまちづくり団体を育成していくことが、大きな課題となっている。

3 まちづくり団体への財源の移譲

まちづくり団体が、共有する地域課題に優先順位をつけ、選定した課題に集中的に取り組む場合、資金や物資の調達が必要となってくる

が、現在において、これに対応する包括的な補助金制度がない状況である。

今後は、まちづくり団体の活動は活発化すると見込まれ、活動内容によっては、活動資金を支援する必要がある。しかしながら、市の現在の財政状況を考えると補助金の新設は非常に厳しい状況にあり、市が現在交付している地域や市民団体に対する補助金等を一つに統合し、まちづくり協議会運営交付金に上乘せして交付することを検討していく必要がある。

この場合において、まちづくり団体への補助金の一律配分でなく、まちづくり団体の活動量や事業規模等に応じた補助金額とすべきであり、補助金の使途についても、まちづくり団体の意向や裁量で自由に活用できる制度に見直すことが必要である。

4 まちづくり団体への権限の移譲

市及びまちづくり団体は、行政サービスを協働で行うよう努めるものとし、より多くの分野において協働が行われるよう、協働分野の創出に努めるものとする。

(1) 市業務の一部移譲

市は、各課が所管する業務において、まちづくり団体と協働し、又は連携が可能である行政サービスについて、次の分野の事務事業において洗い出しを行う。協働が可能な業務については、所管部署は、まちづくり団体と業務委託契約等を締結し、その権限の一部をまちづくり団体へ移譲する。

公園、街路、史跡、スポーツ広場等の管理や清掃業務

市施設（建物）の開館業務や維持管理業務

生涯学習、健康講座の運営及び開催

地域ディサービス、エコやりサイクル活動

(2) 協働で行政サービス提供する場合の留意点

行政サービスをまちづくり団体と協働して提供する場合、業務の企画、立案、実施及び評価の各過程において、お互いに情報を共有し、協働する業務内容の透明性を確保し、分担や役割について説明責任を果たせるようにし、協働の効果を高めることとする。

(3) 行政サービスの権限移譲

市が行っている各課の行政サービスを外部に業務委託する場合、又は市施設の管理運営の権限を指定管理者に委託する場合の業者選定にあたっては、その地域で活動するまちづくり団体が有する人材及び組織力、活動実績等を考慮し、まちづくり団体への委託の可能性を検討するものとする。

5 地域分権に関する提案

まちづくり団体は、地域づくりや人材育成について、地域で主体的に取り組むため、補助金や市業務の移管、又は業務提携等、地域分権に関する提案を市長に行うことができる。市が権限を委譲することで、より事業の効果を高めることができると判断される提案を受けたときは、関係法令との適合性や制度変更手続きの必要性等を検討し、提案の妥当性を判断するものとする。



地域分権のイメージ

